

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和2年10月28日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可 次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和2年9月8日	広島県知事（般－27）第22813号	(有)ホーム住設	今中 正昭	広島県三次市 粟屋町2809－13	一部廃業	井
令和2年9月8日	広島県知事（般－29）第29411号	(有)ロクケン	梶原 暢之	広島県呉市 本通7－12－11	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月8日	広島県知事（般－28）第15313号	シーリング工業(株)	高山 壽男	広島県広島市西区 横川町1－11－15	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月8日	広島県知事（般－1）第37178号	成豊工業(株)	渡部 哲平	広島県広島市西区 井口5－13－19	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月10日	広島県知事（般－27）第9715号	(有)和泉工務店	和泉 義信	広島県世羅郡世羅町 大字西上原482－4	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月17日	広島県知事（般－30）第39005号	アースエッグ	玉城 武士	広島県広島市安佐北区 亀山南4－26－7	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月17日	広島県知事（般－29）第3640号	上垣ポンプ設備工業(株)	上垣 悟	広島県呉市 焼山中央1－19－13	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月18日	広島県知事（般－28）第15700号	友伸建設(株)	佐藤 壽恭	広島県福山市 北本庄1－2－11	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月18日	広島県知事（般－1）第37142号	(株)RYOGA	田中 芳幸	広島県広島市中区 広瀬北町3－11和光広瀬ビル	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和2年9月24日	広島県知事（般－28）第26561号	(株)川田	川田 道子	広島県安芸郡府中町 緑ヶ丘9－22	一部廃業	電

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業